

# 公 告

契約担当官  
陸上自衛隊中央輸送隊  
会計科長 安部 孝之

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 記

### 1 入札事項

No	品名または件名	規格	予定数量	単位	引渡場所	納 期
①	一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬処理役務	仕様書のとおり	6,000	k g	陸上自衛隊 横浜駐屯地	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 3 1 日
②	産業廃棄物（廃プラ類）収集運搬処理役務	仕様書のとおり	3,000	k g	陸上自衛隊 横浜駐屯地	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 3 1 日
③	産業廃棄物（金属類）収集運搬処理役務	仕様書のとおり	750	k g	陸上自衛隊 横浜駐屯地	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 3 1 日
④	産業廃棄物（ガラス、陶磁器類）収集運搬処理役務	仕様書のとおり	150	k g	陸上自衛隊 横浜駐屯地	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 3 1 日
⑤	産業廃棄物収集運搬処理役務	仕様書のとおり	4	式	陸上自衛隊 横浜駐屯地	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 3 1 日
⑥	厨房残飯等処理役務	仕様書のとおり	6,000	k g	陸上自衛隊 横浜駐屯地	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 3 1 日

### 2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 令和 7・8・9 年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知を受けた者のうち「関東・甲信越」地域を含み「役務の提供等」の「D 等級」以上の格付を有する者。
- 防衛省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- 横浜市の一般廃棄物収集運搬許可業者であること。（上記入札事項①又は⑥に参加する場合）
- 神奈川県知事が認める産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分量の許可を有すること。（上記入札事項②～⑥に参加する場合）

### 3 契約条項を示す場所

- 入札及び契約心得等については中央輸送隊会計科及び横浜駐屯地ホームページに掲示する。
- 適用する契約条項  
陸上自衛隊共通契約条項中、駐屯地用標準契約書に示す下記条項  
「役務請負契約条項」「産業廃棄物法に基づく契約条項」  
「談合等の不正行為に関する特約条項」  
「暴力団排除に関する特約条項」

### 4 説明会及び入札執行の日時場所

- 説明会  
実施しない。（疑義事項については随時説明するため、連絡すること。）
- 入札日時場所  
令和 7 年 3 月 3 1 日（月）1 1 時 0 0 分 横浜駐屯地入札室

### 5 入札・契約保証金等に関する事項

- 入札・契約保証金：免除
- 違約金に関する事項：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を違約金として徴収する。
- 遅延賠償：遅延部分 1 日につき、契約金額の 1 / 1 0 0 0 に相当する金額以上を徴収する。

### 6 入札の無効

- 第 2 項に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- 入札に関する条項に違反した者の入札
- 入札開始時刻に遅れた者の入札
- 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたいもの又は押印がない入札で責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載がないもの
- 電報、電話、F A X による入札
- 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

7 落札決定方法

- (1) 単価決定とし、入札金額が当隊所定の予定価格の範囲内かつ最低価格の入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された各項目の単価に数量を掛けた金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(※「消費税抜き価格」とする。)なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (3) 落札者がいないときは直ちに再度の入札を行う。郵便入札があった場合は別途連絡する。(初度の入札に参加しない者の再度入札参加は認めない。)

8 契約書等の作成

落札者は落札決定後遅滞なく契約書を作成する。

9 その他

- (1) 入札参加希望者は令和7年3月28日(金)17時00分までに中央輸送隊会計科契約班へ電話、FAXまたはメール送付すること。(メールアドレス: adams\_ctmc@inet.gsdf.mod.go.jp)
- (2) 郵便入札による提出要領について、以下のとおりとする。
  - ア 入札書を「(入札の件名)入札書在中」と明記した小封筒に入れて封印する。
  - イ 上記アの入札書が入った小封筒を郵便用封筒に入れて、令和7年3月31日(月)1000までに横浜駐屯地中央輸送隊会計科に必着するよう送付するとともに、郵送した旨を第9項(7)の「入札及び契約に関する事項への問い合わせ先」に通報すること。
  - ウ 郵便入札に万全を期すのであれば、入札心得等を確認し配達証明の郵便を活用する等、発送者の責任において到着の確認をするものとする。
- (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (4) 第2項(2)(5)(6)に示す条件の証明書類を入札開始までに提出すること。
- (5) 代理人による入札の場合は、入札時に委任状を提出すること。(様式: 随意)
- (6) 入札書に記載すべき事項  
「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。また、当社(個人の場合)、当団体(団体の場合)は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約条項について誓約いたします。」
- (7) 本記載事項に関する問い合わせ先
  - ア 入札及び契約に関する事項: 中央輸送隊会計科契約班 担当: 吉田(内線338)  
TEL: 045-335-1151 FAX: 045-335-1151(539)
  - イ 仕様に関する事項: 中央輸送隊管理科 担当: 荒若(内線292)  
TEL: 045-335-1151 FAX: 045-335-1151(537)

10 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

中央輸送隊会計科及び横浜駐屯地ホームページ: <https://www.mod.go.jp/gsdf/yokohama/>

イ 掲示期間

令和7年3月19日(水)~令和7年3月31日(月)

# 仕 様 書

産業廃棄物収集運搬処理役務

仕様書番号

営7-9

作成年月日

令和7年1月14日

作成者

中央輸送隊 管理科

## 1 適用範囲

この仕様書については、陸上自衛隊横浜駐屯地で実施する「産業廃棄物収集運搬処理役務」について適用する。

## 2 所在地及び収集対象廃棄物

### (1) 所在地

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273番地 陸上自衛隊横浜駐屯地

### (2) 収集対象廃棄物（混合廃棄物）

ア 廃プラスチック類

イ 金属類

ウ ガラス、陶磁器、コンクリートくず類

エ 木くず及び繊維くず

オ ゴムくず

カ がれき類

予定数量（年間）4台

## 3 役務に関する要求

本役務は、横浜駐屯地の官側担当者が指定する場所へ空荷の産業廃棄物収集運搬用の車載型コンテナ（8㎡積載・無蓋型）を設置し、産業廃棄物を当該車載コンテナに集積後、専用車両にて積載し搬出を行い処分場に持込し、適正に処理を行うこと。なお産業廃棄物の集積については「官側」にて実施する。

## 4 細部内容

- (1) 実施期間については、令和7年4月1日～令和8年3月31日までとする。
- (2) 廃棄物の収集は官側担当者からの要請により実施するものとする。なお、収集の際は、空荷のコンテナを積載し、集荷が終わっているコンテナと交換を行うこと。
- (3) 収集に使用する車両は、専用の車両を使用し、なおかつ、収集運搬の許可を得た車両を使用すること。
- (4) 収集した廃棄物は期間を置くことなく、速やかに処分場へ搬入し、処分を行うこと。
- (5) 請負者は、廃棄物の処理が完了し、マニフェストが請負者へ返却され次第、速やかに官側担当者へ返却するものとする。
- (6) 検査は、コンテナの積載状況について搬入の都度、確認する。

## 5 その他

- (1) 請負者は、業務の契約締結後、官側担当者が指示する書類の作成を行い速やかに提出すること。
- (2) 駐屯地へ入場の際は、警衛所にて入門手続きを行い、官側担当者の確認を受けるものとする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項について、作業に必要な事項、本仕様書に疑義のある場合は契約担当官及び官側担当者との協議するものとする。

件名	産業廃棄物収集運搬処理役務	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	1 / 1

# 仕 様 書

一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬処理役務	仕様書番号	営 7 - 5
	作成年月日	令和7年1月14日
	作成者	中央輸送隊 管理科

## 1 適用範囲

この仕様書については、陸上自衛隊横浜駐屯地で実施する「一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬処理役務」について適用する。

## 2 所在地及び収集対象廃棄物

### (1) 所在地

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町 2 7 3 番地 陸上自衛隊横浜駐屯地

### (2) 収集廃棄物（可燃ごみ）

ア リサイクル不能な紙類

イ 草葉類（落葉含む）

エ 布類（合成繊維類を除く）

※横浜市が定めている「ごみと資源の分け方」による

予定数量（年間）約 6, 0 0 0 k g

## 3 役務に関する要求

本役務は、横浜駐屯地から排出され、ごみ集積所に集積されている一般廃棄物（可燃ごみ）をパッカー車等にて収集運搬を行い処分場へ持込し、適正に処理を行う。

## 4 細部内容

(1) 実施期間については、令和7年4月1日～令和8年3月31日までとする。

(2) 廃棄物の収集は毎週、月曜日・水曜日・金曜日とし、収集日にあたる曜日が祭日の場合は、収集を実施しないものとする。また、年末年始等の長期休暇間の収集については、官側担当者と協議し決定するものとする。

(3) 収集に使用する車両は、収集した廃棄物が飛散しない構造の車両（パッカー車等）を使用し、なおかつ、収集運搬の許可を得た車両を使用すること。

(4) 収集した廃棄物は期間を置くことなく、速やかに処分場へ搬入し、処分を行うこと。

(5) 廃棄物の収集の際に使用する車両は「空荷」又は「計量器付」車両で入場し、廃棄物を収集すること。

(6) 請負者は、廃棄物を収集した重量を日毎に記録し、一覧表にて速やかに官側担当者へ提出すること。なお、様式は請負者の任意の書式とするものの、収集した日、廃棄物重量、月間の総重量を記載すること。

(7) 毎月の作業の完了検査については、前述の一覧表にて収集数量を確認する。また、マニフェストについては、処理が完了し請負者へ返却され次第、月毎にまとめて官側担当者へ返却するものとする。

## 5 その他

(1) 請負者は、業務の契約締結後、官側担当者が指示する書類の作成を行い速やかに提出すること。

(2) 駐屯地へ入場の際は、警衛所にて入門手続きを行い、官側担当者の確認を受けるものとする。

(3) 本仕様書に記載されていない事項について、作業に必要な事項、本仕様書に疑義のある場合は契約担当官及び官側担当者と協議するものとする。

件 名	一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬処理役務	縮 尺	
図面名称	仕様書	図面番号	1 / 1

# 仕 様 書

産業廃棄物（廃プラ類）収集運搬処理役務	仕様書番号	営 7 - 6
	作成年月日	令和7年1月14日
	作成者	中央輸送隊 管理科

## 1 適用範囲

この仕様書については、陸上自衛隊横浜駐屯地で実施する「産業廃棄物（廃プラ）類収集運搬処理役務」について適用する。

## 2 所在地及び収集対象廃棄物

### (1) 所在地

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町 2 7 3 番地 陸上自衛隊横浜駐屯地

### (2) 収集廃棄物（廃プラ類）

※横浜市が定めている「ごみと資源の分け方」による

予定数量（年間）約 3, 0 0 0 k g

## 3 役務に関する要求

本役務は、横浜駐屯地から排出され、ごみ集積所に集積されている産業廃棄物（廃プラ類）をパッカー車等にて収集運搬を行い処分場に持込し、適正に処理を行う。

## 4 細部内容

(1) 実施期間については、令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

(2) 廃棄物の収集は毎週、金曜日とし、収集日にあたる曜日が祭日の場合は、収集を実施しないものとする。また、年末年始等の長期休暇間の収集については、官側担当者との協議し決定するものとする。

(3) 収集に使用する車両は、収集した廃棄物が飛散しない構造の車両（パッカー車等）を使用し、なおかつ、収集運搬の許可を得た車両を使用すること。

(4) 廃棄物の収集の際に使用する車両は「空荷」又は「計量器付」車両で入場し、廃棄物を収集すること。

(5) 収集した廃棄物は期間を置くことなく、速やかに処分場へ搬入し、処分を行うこと

(6) 請負者は、廃棄物を収集した重量を日毎に記録し、一覧表にて速やかに官側担当者へ提出すること。なお、様式は請負者の任意の書式とするものの、収集した日、廃棄物重量、月間の総重量を記載すること。

(7) 毎月の作業の完了検査については、前述の一覧表にて収集数量を確認する。また、マニフェストについては、処理が完了し請負者へ返却され次第、月毎にまとめて官側担当者へ返却するものとする。

## 5 その他

(1) 請負者は、業務の契約締結後、官側担当者が指示する書類の作成を行い速やかに提出すること。

(2) 駐屯地へ入場の際は、警衛所にて入門手続きを行い、官側担当者の確認を受けるものとする。

(3) 本仕様書に記載されていない事項について、作業に必要な事項、本仕様書に疑義のある場合は契約担当官及び官側担当者との協議するものとする。

件 名	産業廃棄物（廃プラ類）収集運搬処理役務	縮 尺	
図面名称	仕様書	図面番号	1 / 1

# 仕 様 書

産業廃棄物（金属類）収集運搬処理役務	仕様書番号	営 7-7
	作成年月日	令和7年1月14日
	作成者	中央輸送隊 管理科

1 適用範囲

この仕様書については、陸上自衛隊横浜駐屯地で実施する「産業廃棄物（金属類）収集運搬処理役務」について適用する。

2 所在地及び収集対象廃棄物

(1) 所在地

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273番地 陸上自衛隊横浜駐屯地

(2) 収集廃棄物（金属類）

ア 飲料類の缶等（金属類）

イ 事務用品の金属部分

※横浜市が定めている「ごみと資源の分け方」による

予定数量（年間）約750kg

3 役務に関する要求

本役務は、横浜駐屯地から排出され、ごみ集積所に集積されている産業廃棄物（金属類）をパッカー車等にて収集運搬を行い処分場に持込し、適正に処理を行う。

4 細部内容

(1) 実施期間については、令和7年4月1日～令和8年3月31日までとする。

(2) 廃棄物の収集は毎週、金曜日とし、収集日にあたる曜日が祭日の場合は、収集を実施しないものとする。また、年末年始等の長期休暇間の収集については、官側担当者と協議し決定するものとする。

(3) 収集に使用する車両は、収集した廃棄物が飛散しない構造の車両（パッカー車等）を使用し、なおかつ、収集運搬の許可を得た車両を使用すること。

(4) 廃棄物の収集の際に使用する車両は「空荷」又は「計量器付」車両で入場し、廃棄物を収集すること。

(5) 収集した廃棄物は期間を置くことなく、速やかに処分場へ搬入し、処分を行うこと

(6) 請負者は、廃棄物を収集した重量を日毎に記録し、一覧表にて速やかに官側担当者へ提出すること。なお、様式は請負者の任意の書式とするものの、収集した日、廃棄物重量、月間の総重量を記載すること。

(7) 毎月の作業の完了検査については、前述の一覧表にて収集数量を確認する。また、マニフェストについては、処理が完了し請負者へ返却され次第、月毎にまとめて官側担当者へ返却するものとする。

5 その他

(1) 請負者は、業務の契約締結後、官側担当者が指示する書類の作成を行い速やかに提出すること。

(2) 駐屯地へ入場の際は、警衛所にて入門手続きを行い、官側担当者の確認を受けるものとする。

(3) 本仕様書に記載されていない事項について、作業に必要な事項、本仕様書に疑義のある場合は契約担当官及び官側担当者と協議するものとする。

件名	産業廃棄物（金属類）収集運搬処理役務	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	1 / 1

# 仕 様 書

産業廃棄物（ガラス、陶磁器類）収集運搬処理役務

仕様書番号

営 7-8

作成年月日

令和7年1月14日

作成者

中央輸送隊 管理科

## 1 適用範囲

この仕様書については、陸上自衛隊横浜駐屯地で実施する「産業廃棄物（ガラス、陶磁器類）収集運搬処理役務」について適用する。

## 2 所在地及び収集対象廃棄物

### (1) 所在地

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273番地 陸上自衛隊横浜駐屯地

### (2) 収集廃棄物（ガラス、陶磁器類）

ア 飲食ビンやガラス板等

イ 茶器や植木鉢等の陶磁器類

※横浜市が定めている「ごみと資源の分け方」による

予定数量（年間）約150kg

## 3 役務に関する要求

本役務は、横浜駐屯地から排出され、ごみ集積所に集積されている産業廃棄物（ガラス、陶磁器類）をパッカー車等にて収集運搬を行い処分場に持込し、適正に処理を行う

## 4 細部内容

(1) 実施期間については、令和7年4月1日～令和8年3月31日までとする。

(2) 廃棄物の収集は毎週、金曜日とし、収集日にあたる曜日が祭日の場合は、収集を実施しないものとする。また、年末年始等の長期休暇間の収集については、官側担当者と協議し決定するものとする。

(3) 収集に使用する車両は、収集した廃棄物が飛散しない構造の車両（パッカー車等）を使用し、なおかつ、収集運搬の許可を得た車両を使用すること。

(4) 廃棄物の収集の際に使用する車両は「空荷」又は「計量器付」車両で入場し、廃棄物を収集すること。

(5) 収集した廃棄物は期間を置くことなく、速やかに処分場へ搬入し、処分を行うこと

(6) 請負者は、廃棄物を収集した重量を日毎に記録し、一覧表にて速やかに官側担当者へ提出すること。なお、様式は請負者の任意の書式とするものの、収集した日、廃棄物重量、月間の総重量を記載すること。

(7) 毎月の作業の完了検査については、前述の一覧表にて収集数量を確認する。また、マニフェストについては、処理が完了し請負者へ返却され次第、月毎にまとめて官側担当者へ返却するものとする。

## 5 その他

(1) 請負者は、業務の契約締結後、官側担当者が指示する書類の作成を行い速やかに提出すること。

(2) 駐屯地へ入場の際は、警衛所にて入門手続きを行い、官側担当者の確認を受けるものとする。

(3) 本仕様書に記載されていない事項について、作業に必要な事項、本仕様書に疑義のある場合は契約担当官及び官側担当者と協議するものとする。

件名	産業廃棄物（ガラス、陶磁器類）収集運搬処理役務	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	1 / 1

調達要求番号：.

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
厨房残飯等処理役務	仕様書番号	糧-2
	作成年月日	令和7年1月15日
	作成者	中央輸送隊本部管理科

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、横浜駐屯地における厨房残飯等処理役務について適用する。

1.2 実施場所

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273 陸上自衛隊横浜駐屯地

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

厨房残飯等処理

2.2 実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日の間

2.3 予定数量

6,000kg

2.4 廃棄物種類

生ごみ（食べ残し、調理残渣など。）

※横浜市の定めている「ごみと資源物の分け方」による。

2.5 収集日等

a) 毎週、月、水、金曜日

b) 収集日が祭日の場合は収集しない。

c) 年末年始の回収日は官側と調整するものとする。

2.6 収集方法

収集は空車で来駐し、収集後曜日ごとに当日の計量伝票を官側（糧食班）に提出する。

3 その他

3.1 天災、その他契約業者の責に帰すことの出来ない理由により、契約業者の義務の全部又は一部を履行できない場合は官側と調整するものとする。

3.2 本仕様書に記載のない事項並びに不明な点は官側と調整するものとする。

3.3 官側の指示に従い、場所・通行経路等を遵守し実施するものとする。

3.4 その他調整事項が発生した場合は、官側の指示に従うものとする。